

業 務 説 明 資 料

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

- 1 件 名 ヨコハマトリエンナーレ 2017 運営管理等業務委託
- 2 履行期間 契約の日から平成 29 年 12 月 31 日まで
- 3 履行場所 ヨコハマトリエンナーレ 2017 会場
[主会場（横浜美術館及び赤レンガ倉庫 1 号館）及びサテライト会場]
- 4 業務目的

ヨコハマトリエンナーレ 2017 は、我が国を代表する国際的な現代美術展として、横浜美術館と横浜赤レンガ倉庫 1 号館の 2 会場を主会場として、都心臨海部の複数会場で開催されます。会期中は、各会場の特性をふまえ、ディレクターが選定した作家による展示が行われるため、来場者対応を含む複雑な運営業務（会場運営管理業務、チケット販売センター業務、その他の業務）を実施する必要があります。このため、会場分散に伴う運営課題の解決や運営経費の節減といった視点をもって合理的な運営管理手法を検討する必要があります。

また、本展覧会のテーマ・コンセプトやディレクター等の意向をふまえた上で、周辺地域の環境を活かした動線の検討を行うとともに、国内外からの多数の来場者を迎えるにあたり、夏から秋にかけての会期の特性を考慮した上で、混雑時の対応、突発事故・緊急事態に対する危機管理体制の整備及び環境に配慮した展覧会の運営を目的とします。

5 業務の概要

(1) 会場運営管理業務

ア 全体統括

◇ポスト数の目安

	ポスト数 の目安	備考
全体統括ディレクター	1	全体統括者。横浜美術館会場に常駐
横浜赤レンガ倉庫1号館統括ディレクター	1	赤レンガ倉庫1号館会場に常駐

※全体統括ディレクターは、会期を通して原則として同一人が務めるものとし、休暇等の場合は代理を立て責任の所在を明確にすること。横浜赤レンガ倉庫1号館統括ディレクターについても同様とする。

◇担当する業務

会場運営を安全かつ円滑に実施するための企画/スタッフの指揮監督/主催者及び関係者との調整等の業務。

- ・主催者との協議/関連事業者等との調整等、会場運営管理の統括業務
- ・会場運営管理スタッフの指揮監督、労務管理
- ・災害/事故/傷病者発生時の対応
- ・他の業務の補助
- ・業務日報の作成
- ・会場の運営管理マニュアルの作成
- ・避難誘導計画の作成
- ・業務実施に必要な什器備品の調達

※レンタルでの対応を原則とする。

- ・会場運営管理業務に携わるスタッフに対する研修の実施 等

イ 展示監視案内等業務

(ｱ) 横浜美術館会場

◇業務時間 開場時間に同じ

◇ポスト数の目安 スタッフ：1ポスト

◇担当する業務

- ・横浜美術館屋外展示作品等の監視業務
- ・会場外の来場者の案内誘導業務
- ・事前予約を行った団体来場者の鑑賞誘導補助業務 等

※全体統括ディレクターの指示下に置くものとする。

※横浜美術館会場内に設置された作品の展示監視案内等業務は施設既存の体制を活用するため、本業務の範囲に含めないものとする。ただし、必要に応じて連絡調整等連携を図ること。

(イ) 横浜赤レンガ倉庫 1 号館会場

◇業務時間 開場時間に同じ

◇ポスト数の目安 ディレクター：3 ポスト

スタッフ：9 ポスト（平日 ※平成 29 年 8 月 14 日・15 日を除く）

12 ポスト（土日祝日 ※平成 29 年 8 月 14 日・15 日を含む）

◇担当する業務

- ・展示作品の監視業務
- ・個人及び団体来場者の案内誘導業務
- ・移動に支援を必要とする来場者のサポート
- ・展示室内の環境維持（軽微な清掃） 等

(ウ) サテライト会場（横浜開港記念会館）

◇業務時間 開場時間に同じ

◇ポスト数の目安 ディレクター：1 ポスト

スタッフ：2 ポスト

◇担当する業務

- ・展示作品の監視業務
- ・個人及び団体来場者の案内誘導業務
- ・移動に支援を必要とする来場者のサポート
- ・展示室内の環境維持（軽微な清掃） 等

ウ チケットチェック（もぎり）業務

(ア) 赤レンガ倉庫 1 号館会場

◇業務時間 開場～閉場 30 分前

◇ポスト数の目安 スタッフ：2 ポスト（平日 ※平成 29 年 8 月 14 日・15 日を除く）

3 ポスト（土日祝日 ※平成 29 年 8 月 14 日・15 日を含む）

◇担当する業務

- ・チケットチェック（もぎり）
- ・区分別/時間帯別の来場者数カウント 等

(イ) サテライト会場（横浜開港記念会館）

◇業務時間 開場～閉場 30 分前

◇ポスト数の目安 スタッフ：1 ポスト

◇担当する業務

- ・チケットチェック（もぎり）
- ・区分別/時間帯別の来場者数カウント 等

なお、チケットは会期中各会場 1 回ずつ入場可能とする。また、入場当日であれば同一会場への再入場も可とする。来場者は同日に全ての会場に入場することも、個々の会場に各々別の日程で入場することもできる。

また、中学生以下の方並びに障害のある方及びその介護者（１人まで）等、無料で入場できることと主催者が定める来場者についても人数カウント等の対応を行う。このことを踏まえて効果的な入場管理及び入場人数のカウント方法について、提案内容に含めることとする。

■人数カウントを行う来場者区分（予定）

1	総入場者数	5	障害者の介護者入場者数
2	招待券入場者数	6	外国人入場者数（※目視によりカウント）
3	中学生以下入場者数	7	再入場者数
4	障害者入場者数	8	その他、主催者が定める区分の来場者

※実際の会期中にカウントする区分については主催者と協議の上定める。

エ 警備・施設管理・清掃業務

警備・日常清掃及び一般廃棄物処理については施設既存の体制を活用するため、本業務の範囲に含まないものとする。

(ア) 横浜美術館会場

施設既存の体制を活用するため、本業務の範囲に含まないものとする。ただし、必要に応じて連絡調整等連携を図ること。

(イ) 横浜赤レンガ倉庫１号館会場

施設既存の体制を活用するため、本業務の範囲に含まないものとする。ただし、必要に応じて連絡調整等連携を図ること。

(ウ) サテライト会場（横浜開港記念会館）

◇担当する業務

- ・地下部分の電気設備等管理（日次点検及び動作不良時の対応）

オ 保険への加入

(ア) 会期中（内覧会当日含む）に生じた事故等の発生に伴う、来場者等に対する法律上の損害賠償責任に備え、施設賠償責任保険に加入すること。

（保険内容）

対人賠償の保険金上限額は１人につき１億円以上、１事故につき５億円以上。

対物賠償の保険金上限額は１事故につき１,０００万円以上。

財物損壊を伴わない使用不能損害事故補償の保険金上限額は１事故につき５００万円以上。

人格権侵害補償の保険金上限額は１人につき１００万円以上。

横浜トリエンナーレ組織委員会を追加被保険者とする。

(イ) 来場者が会場施設内で急激・偶然・外来の事故による傷害事故の発生に伴う見舞金支払に対応するレジャー・サービス施設費用保険に加入すること。

（保険内容）

傷害見舞費用追加補償特約をセットすること。

カ その他の業務

- ・オープニングレセプション誘導受付等業務

内覧会当日に、横浜美術館付近のホテル宴会場で主催者が開催するレセプション招待客（アーティスト、美術関係者、議員、国及び地方自治体関係者、協賛企業関係者、プレス関係者、地域活動団体関係者等）を展覧会会場からレセプション会場まで誘導し、受付を行う。

また、当日の会場運営管理業務に従事するスタッフと連携を密に取りながらレセプションの進行管理を行う。

- ・レセプション進行マニュアル/台本の作成

- ・レセプションの進行/受付

◇業務時間 平成 29 年 8 月 3 日（木） 15:00-20:30

◇ポスト数の目安 ディレクター（進行・受付管理）：1 ポスト

アシスタント（進行、受付管理）：2 ポスト

◇ポスト数の目安 スタッフ（受付）：8 ポスト

■ヨコハマトリエンナーレ 2017 オープニングレセプション実施計画

日 時：平成 29 年 8 月 3 日（木）18 時～20 時

場 所：横浜ロイヤルパークホテル 3 階 宴会場 鳳翔（予定）

来場者：1,200 名想定

その他：レセプション応援職員（横浜市・組織委員会等）約 40 名

進行（司会）は、主催者が別途契約予定。

- ・その他必要と考える業務

(2) チケット販売センター業務

チケット販売センターを設置し、ヨコハマトリエンナーレ 2017 のチケット（前売券及び当日券）の販売、配券、売上実績管理、販売に伴う売上金管理及びチケット販売に関する問合せ対応を行うこと。なお、チケット（実券）は主催者が制作し、チケット販売センターに支給する。

■ヨコハマトリエンナーレ 2017 チケット概要（予定）

《チケット種別》

ヨコハマトリエンナーレ 2017 鑑賞券：主会場に会期中 1 回ずつ入場可能なチケット。入場当日であれば同一会場に再入場が可能。

セット券：ヨコハマトリエンナーレ 2017 鑑賞券に、同時期に創造界限拠点 2 か所（BankART studio NYK/黄金町エリア）で開催されるアートイベントのパスポート引換券がセットになったお得なチケットセット。

※その他、数量限定の企画チケット等を販売する予定。

《通常チケット料金》

	ヨコハマトリエンナーレ 2017 鑑賞券			セット券		
	一般	大学・専門	高校生	一般	大学・専門	高校生
前売券	1,500	900	500	2,100	1,500	1,100
当日券	1,800	1,200	800	2,400	1,800	1,400

○無料入場対象者：中学生以下／障害者及びその介護者 1 人まで

○前売券販売開始は平成 29 年 4 月下旬を予定。

○その他各種割引を実施予定。

ア チケット販売業務

(ア) 前売券販売業務

◇期間 平成 29 年 4 月 21 日～平成 29 年 8 月 3 日

◇担当する業務

- ・団体（券種を問わず合計 20 枚以上の一括購入者）に対する前売券の販売及び代金回収（手数料及び郵送料は組織委員会負担）

※個人及び合計 19 枚以下のチケット購入希望者に対しては、公式ウェブサイト等に記載された購入方法を案内すること。

- ・販売前チケット及び売上代金の管理
- ・販売実績の主催者への報告 等

(イ) 会場での当日券販売等業務

◇期間 平成 29 年 8 月 4 日～平成 29 年 11 月 5 日

◇業務時間 開場 30 分前～閉場 30 分後

※当日券販売時間

- ・主会場内チケットブース：開場 15 分前～閉場 30 分前
- ・横浜高速鉄道みなとみらい駅出張販売デスク：午前 10 時～午後 5 時（会期中の土日祝日、8 月 14 日及び 8 月 15 日に設置）

◇ポスト数の目安 下記『ポスト数の目安』参照

◇担当する業務

- ・チケットの販売
- ・チケット引換券（公式ウェブサイト、プレイガイド等で販売）とチケットの引換
- ・来場者の行例整理／案内誘導
- ・販売前チケット及び売上代金の管理
- ・販売/引換実績の主催者への報告 等

※チケット販売ブースはヨコハマトリエンナーレ 2017 会期中に主催者が設置する。

また、会期中の土日祝日（平成 29 年 8 月 14 日・8 月 15 日を含む）には、横浜美術館会場チケット販売ブースの出張販売所として、横浜高速鉄道みなとみらい線みなとみらい駅改札口外に出張販売デスクを設置しチケット販売業務を行う。

※チケットの販売/引換実績は、POS レジシステム（受託者にて用意）から抽出される帳票等、客観的なデータを基に報告するものとする。

■報告を要する販売・引換実績区分（予定）

1	券種別チケット販売枚数（割引なし）	5	券種別チケット販売枚数 （主催者が指定する割引種別－3）
2	券種別チケット販売枚数（団体割引）	6	券種別チケット引換枚数（招待券を除く）
3	券種別チケット販売枚数 （主催者が指定する割引種別－1）	7	招待券交付枚数
4	券種別チケット販売枚数 （主催者が指定する割引種別－2）		

※実際の会期中に報告を必要とするチケット販売・引換実績区分については主催者と協議の上定める。

【当日券販売等業務のポスト数の目安】

① 平日（平成 29 年 8 月 14 日・8 月 15 日を除く）

	横浜美術館会場 ※1	横浜赤レンガ倉庫 1 号館会場 ※2
当日券販売等業務	3	1

※1 横浜美術館会場の配置スタッフは、同会場で展示監視案内等業務に従事するスタッフと連携し、繁忙状況に応じて相互に業務補助を行う。

※2 横浜赤レンガ倉庫 1 号館会場で展示監視案内等業務に従事するスタッフは、繁忙状況に応じ同会場のチケットブース前の行列整理・案内誘導業務を行うこととする。

②平成 29 年 9 月 30 日までの土日祝日（平成 29 年 8 月 14 日・8 月 15 日を含む）

	横浜美術館会場 ※3	横浜赤レンガ倉庫 1 号館会場 ※4
当日券販売等業務	5	2

※3 土日祝日は、横浜美術館会場の出張販売所として、横浜高速鉄道みなとみらい駅構内のチケット販売デスクでもチケットの販売を行う。(午前10時～午後5時)

※4 横浜赤レンガ倉庫1号館会場で展示監視案内等業務に従事するスタッフは、繁忙状況に応じ同会場のチケットブース前の行列整理・案内誘導業務を行うこととする。

② 平成29年10月1日から会期末までの土日祝日

	横浜美術館会場 ※5	横浜赤レンガ倉庫1号館会場 ※6
当日券販売等業務	6 ※7	2

※5 土日祝日は、横浜美術館会場の出張販売所として、横浜高速鉄道みなとみらい駅構内のチケットブースでもチケットの販売を行う。(午前10時～午後5時)

※6 横浜赤レンガ倉庫1号館会場で展示監視案内等業務に従事するスタッフは、繁忙状況に応じ同会場のチケットブース前の行列整理・案内誘導業務を行うこととする。

※7 夜間延長開館日について、延長時間の横浜美術館会場のポストは4ポストとする。

(ウ) その他チケット販売に関する業務

◇期間 平成29年4月18日～平成29年11月5日

◇電話受付対応時間

4月18日～8月3日 10時～17時(土日祝休み)

8月4日～11月5日 10時～17時(無休)

◇担当する業務

・チケット販売に関する電話問合せ対応

イ チケット配券業務

◇期間 平成29年4月1日～平成29年11月30日

◇担当する業務

・チケット委託販売事業者等への前売券及び当日券の配券

・チケット委託販売事業者からの販売実績報告受理/取りまとめ/主催者への報告

※販売委託先は前回展(2014)と同等程度を想定。販売委託契約に係る手続きは主催者が行う。(前回展実績:プレイガイド6社、その他施設事業者等約20者)

(3) その他の業務

ア 関連団体・他事業者との連携

・横浜トリエンナーレサポーター(愛称:ハマトリーツ!)との連携

横浜トリエンナーレでは、市民ボランティアを「横浜トリエンナーレサポーター(愛称:ハマトリーツ!)」と呼び、横浜トリエンナーレサポーター事務局が運営・管理を行っている。会期中は、各会場に主催者が設置する「ビジターセンター」を横浜トリエンナーレサポーター事務局が運営し、横浜トリエンナーレサポーターによる来場者案内等の支援を行うことを想定している。会場運営にあたっては、横浜トリエンナーレサポーター事務局と連携し、安全かつ効率的な会場運営の実現に向け情報共有を図ることとする。なお、原則として、横浜トリエンナーレサポーターの配置シフト、出退勤管理、当日の業務内容の指示等について

は横浜トリエンナーレサポーター事務局が行うため本業務には含まない。

・公式ショップ運営事業者及び会場間無料バス運営事業者との連携

ヨコハマトリエンナーレ 2017 においては、公式ショップ等の運営事業者や会場間無料バスの運営事業者等が携わる予定。それらの事業者との連携をするとともに、主催者と協議の上、全体運営における連絡調整を行い、円滑な展覧会運営を心がけること。また、必要に応じて運営に関する打合せ等に参加すること。

・創造界限拠点事業との連携

ヨコハマトリエンナーレ 2017 開催期間中に会場周辺で時期を合わせ、創造界限連携拠点が主催するプログラムや、その他応援企画等によるイベント等が実施される予定。それらとの連携（会場での案内等含む）を想定すること。（2014 実績： トリエンナーレと重なる会期、創造界限拠点連携プログラム（BankART Life IV、黄金町バザール 2014）が実施され、セット券の販売や、会場間無料バスの運行、その他広報連携等を行った。）

イ 業務に伴う報告書等の作成

報告書 10 部

記録写真等データ 正副 2 部（DVD-R 媒体）

報告書の原稿データ（委託者が編集可能であるデータ形式）及び PDF データ

正副 2 部（DVD-R 媒体）

6 一般事項

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容にかかわらず、委託者と協議の上、行うこと。
- (2) 業務の実施過程で知り得た情報については、別紙の「委託契約約款」、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、十分に留意し管理を適切に行うこと。
- (3) 受託者の責めに帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えた場合には、受託者においてその損害を賠償すること。
- (4) 業務の全部を再委託することはできない。
- (5) 業務内容及びその他必要事項について疑義が生じたときは、委託者と速やかに協議のうえ対応すること。
- (6) 本件は、ヨコハマトリエンナーレ 2017 の運営管理業務に係る契約であるため、契約締結日から平成 29 年 12 月 31 日までの期間で締結予定。ただし、平成 29 年 3 月 31 日までの年度の翌年度以降において、本業務に係る組織委員会予算が減額又は削除された場合は、業務内容を変更又は本業務を廃止することができるものとする。

7 配布資料

- (1) ヨコハマトリエンナーレ 2017 運営管理計画（案）（別紙 1）
- (2) ヨコハマトリエンナーレ 2017 主会場配置図（別紙 2）
- (3) ヨコハマトリエンナーレ 2017 プレスリリース資料（第 1 ～ 2 回）（別紙 3）

ヨコハマトリエンナーレ 2017 運営管理計画（案）【平成 28 年 12 月現在】

1 事業概要

横浜トリエンナーレは、日本における現代アートの国際展の草分けとして 2001 年に始まり、以後 2005 年、2008 年、2011 年及び 2014 年に開催され、横浜市の創造都市政策のリーディングプロジェクトとして、世界とつながる様々な関連プログラムを実施し、延べ 160 万人以上の入場者を動員してきました。2017 年には第 6 回目となるヨコハマトリエンナーレ 2017「島と星座とガラパゴス」を開催します。

国内外の現代美術作家による作品（平面、立体、映像、インスタレーション等）、映像プログラム、パフォーマンスなどの展示を予定しています。

【展覧会タイトル】

ヨコハマトリエンナーレ 2017「島と星座とガラパゴス」

【主会場】

横浜美術館、赤レンガ倉庫 1 号館

【サテライト会場】

横浜市開港記念会館地下部分

【会期】

2017 年 8 月 4 日（土）～11 月 5 日（日） 会場日数 88 日間：

※休場日：第 2・4 木曜日（計 6 日間）

【開場時間】

10:00～18:00 ※入場は閉場時刻の 30 分前まで

※会期中に 5 日間程度の夜間延長開館を実施予定。

夜間延長開館日の開場時間は 10:00～20:30 を予定。

【主催】

横浜市、（公財）横浜市芸術文化振興財団、NHK、朝日新聞社、横浜トリエンナーレ組織委員会

【来場者数】

現在検討中（次頁の過去の実績を参照してください。）

＜参考：過去の横浜トリエンナーレの開催概要＞

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
開催年	2001	2005	2008	2011	2014
会期	9/2～11/11 (71日間) *休館日含む	9/28～12/18 (82日間)	9/13～11/30 (79日間)	8/6～11/6 (83日間) *休場日を除く	8/1～11/3 (83日間) *休場日を除く
主会場	[2会場] パシフィコ横浜展 示ホール、 赤レンガ倉庫1号 館	[1会場] 山下ふ頭3号・4号 上屋	[4会場] 新港ピア、 日本郵船海岸通倉 庫 (BankART Studio NYK)、 赤レンガ倉庫1号 館、三溪園、他無 料3会場	[2会場] 横浜美術館、 日本郵船海岸通倉 庫 (BankART Studio NYK)、 他無料2会場	[2会場] 横浜美術館、 新港ピア (新港ふ 頭展示施設)
テーマ	メガ・ウェイブ 新たな総合に向けて	アートサーカス 日常からの跳躍	TIME CREVASSE タイムクレヴァス	OUR MAGIC HOUR 世界はどこまで 知ることができるか?	華氏451の芸術:世 界の中心には忘却 の海がある
ディレクター	アーティスティック・ディレク ター: 河本信治、建畠哲、 中村信夫、南條史生	総合ディレクター: 川俣 正	総合ディレクター: 水沢 勉	総合ディレクター: 逢坂恵理子 アーティスティック・ ディレクター: 三木あき子	アーティスティック・ ディレクター: 森村泰昌
キュレーター		天野 太郎 芹沢 高志 山野 真悟	ダニエル・ハーンバウム フリー・ファン 三宅 暁子 ハンス・ウルリッヒ・オブ・リスト ベアトリクス・ルフ		
参加作家数	109作家	86作家	72作家	77組/79名(日本人 作家35名)	65組/79名
作品数	113件	84件	66件	337件	444件
総入場者数 ※1	35万人	19万人	55万人	33万人	21万人
有料会場 入場者数 ※2	約35万人	約16万人	約30万人	約30万人	約20万人
チケット 販売枚数 ※3	約17万枚	約12万枚	約9万枚	約17万枚	約10万枚
ボランティア 登録者数	719人	1,222人	1,510人	940人	1,631人

※1・・・無料会場を含む延べ入場者数

※2・・・有料会場の延べ入場者数

※3・・・有料チケット販売枚数

＜参考：過去の横浜トリエンナーレのチケット売上実績＞

(ヨコハマトリエンナーレ 2014)

券種	販売枚数
前売券	23,516
当日券	80,291
計	103,807

最大入場者数／日 8,882 人
 最小入場者数／日 431 人
 祝祭日の平均入場者数 3,687 人
 平日の平均入場者数 1,597 人
 ※全て有料会場の入場者数

区分	枚数	備考
会場での販売	74,532	メイン会場（2か所）での当日券販売枚数
特別連携プログラム会場	2,935	BankART Life IV、黄金町バザール
プレイガイド等	12,542	
事務局直接販売	13,798	
計	103,807	

(ヨコハマトリエンナーレ 2011)

券種	販売枚数
前売券	28,498
当日券	137,961
計	166,459

最大入場者数／日 13,283 人
 最小入場者数／日 460 人
 祝祭日の平均入場者数 5,725 人
 平日の平均入場者数 2,353 人
 ※全て有料会場の入場者数

区分	枚数	備考
会場での販売	116,993	メイン会場（2か所）、YCC
特別連携プログラム会場	1,646	BankART Life III、黄金町バザール
プレイガイド等	27,554	
事務局直接販売	20,266	
計	166,459	

2 全体

(1) 会場配置

横浜美術館（床面積約 6,000 m²）、赤レンガ倉庫 1 号館（床面積約 2,500 m²）の 2 か所を主会場とする。また、開港記念会館地下部分（床面積約 400 m²）をサテライト会場とする。※最終展示面積については、今後調整。

主会場間及び周辺地域間の移動については、来場者が横浜の臨海部らしい魅力ある景観を楽しみながら、回遊することを想定している。交通手段は、徒歩及び公共交通機関のほか、主会場間及び周辺地域間を周回する会場間無料バスの運行を主催者が計画している。

来場者のうち車椅子等の利用者の移動についても配慮する。

(2) 全体動線計画

ア 基本動線

各会場とも無料区域と有料区域の境界の部分でチケットチェック（もぎり）を行う。

来場者は、各会場内は原則徒歩（車椅子等を含む）で移動する。

イ 公共交通機関

(7) 鉄道

横浜美術館への最寄り駅はみなとみらい線みなとみらい駅、JR 及び市営地下鉄ブルーライン桜木町駅とする。

赤レンガ倉庫 1 号館への最寄り駅はみなとみらい線馬車道駅とする。

開港記念会館への最寄り駅はみなとみらい線日本大通り駅とする。

(イ) バス

既存バス等は適宜案内する。

(ウ) 自動車利用

駐車場は周辺既存施設で対応するよう案内する。

(エ) 自転車利用

駐輪場は周辺既存施設で対応するよう案内する。

3 会場基本条件

(1) 横浜美術館

ア 会場計画

主催者がディレクターの展示プランに基づき仮設展示壁等を設置し、展示会場を設営する。

作品展示予定箇所は、展示室1～6、写真展示室、グランドギャラリー及びアートギャラリー1・2、その他（通路等含む）とする。

既存の横浜美術館ミュージアムショップをヨコハマトリエンナーレ2017公式ショップとする。（運営は(公財)横浜市芸術文化振興財団が行うこととする。）

カフェについては施設内の既存店舗を利用することを想定し、トリエンナーレ専用のカフェ等は設置しない。

会場警備は施設既存の警備体制を活用する。

イ 動線計画

来場者の出入りは、正面入口を基本とし、団体来場者の入口は西側の通用口を基本とする。

ウ スタッフスペース

2階ワーキングルーム（横浜トリエンナーレ組織委員会事務局）を主催者控室とし、1階アートギャラリー1の一部を運営スタッフ及び市民ボランティア（ヨコハマトリエンナーレサポーター）の控室等とする。

エ トイレ

横浜美術館会場のトイレは、既存のものを活用する。

オ スケジュール

会場借上期間（予定）：平成29年7月1日～11月30日

(2) 赤レンガ倉庫1号館

ア 会場計画

2階スペースA・B・C及び3階ホール及びホワイエを展示スペースとする予定。主催者がディレクターの展示プランに基づき仮設展示壁等を設置し、展示会場を設営する。

本事業の公式ショップを2階又は3階スペースのいずれか1か所に設置予定。

カフェについては近隣の商業施設内に類似の店舗があるため、トリエンナーレ専用のカフェ等は設置しない。

チケット販売所及びインフォメーションは、1階に設置予定。チケットチェック（もぎり）については有料エリア入口付近で行う予定。

会場警備は施設既存の警備体制を活用する。

イ 動線計画

来場者は、赤レンガ倉庫1号館1階陸側出入口のゲートを通して同会場へ入場する

ものとする。復路も同じ出入口を使用する予定。

1 階テナント及び隣接の施設の物流活動を妨げないように留意する。

ウ スタッフスペース

2 階又は 3 階に主催者、市民サポーター及び運営スタッフ等のスペースを設置予定。

エ トイレ

横浜赤レンガ倉庫 1 号館のトイレは、既存のものを活用する。

オ スケジュール

会場借上期間（予定）：平成 29 年 7 月 3 日～11 月 24 日

(3) 開港記念会館

ア 会場計画

通常公開されていない同館の地下部分の一部を会場とする。

作品展示予定個所は、書庫（1）～（3）とする。

チケットチェック（もぎり）を行うが、チケット販売場所は設置しない。

会場警備は施設既存の警備体制を活用する。

イ 動線計画

地下部分へのアクセスは同館 1 階のロビーから階段を使用予定。車椅子利用者は同館東側のスロープから誘導する計画とする。

ウ スタッフスペース

会場内に運営スタッフ用のスペースを設置予定。

エ トイレ

開港記念会館のトイレは、既存（1 階）のものを活用する。

オ スケジュール

会場借上期間（予定）：平成 29 年 7 月 4 日～11 月 24 日

ヨコハマトリエンナーレ 2017 会場配置図

1 主会場・サテライト会場配置図

横浜美術館（横浜市西区みなとみらい3-4-1）

みなとみらい線「みなとみらい駅」

徒歩5分

JR線及び横浜市営地下鉄線「桜木町駅」下車

徒歩 10 分

横浜赤レンガ倉庫1号館（横浜市中区新港1-1-1）

みなとみらい線「馬車道駅」又は「日本大通り駅」

徒歩6分

JR線及び市営地下鉄「関内駅」又は「桜木町駅」

徒歩 15 分

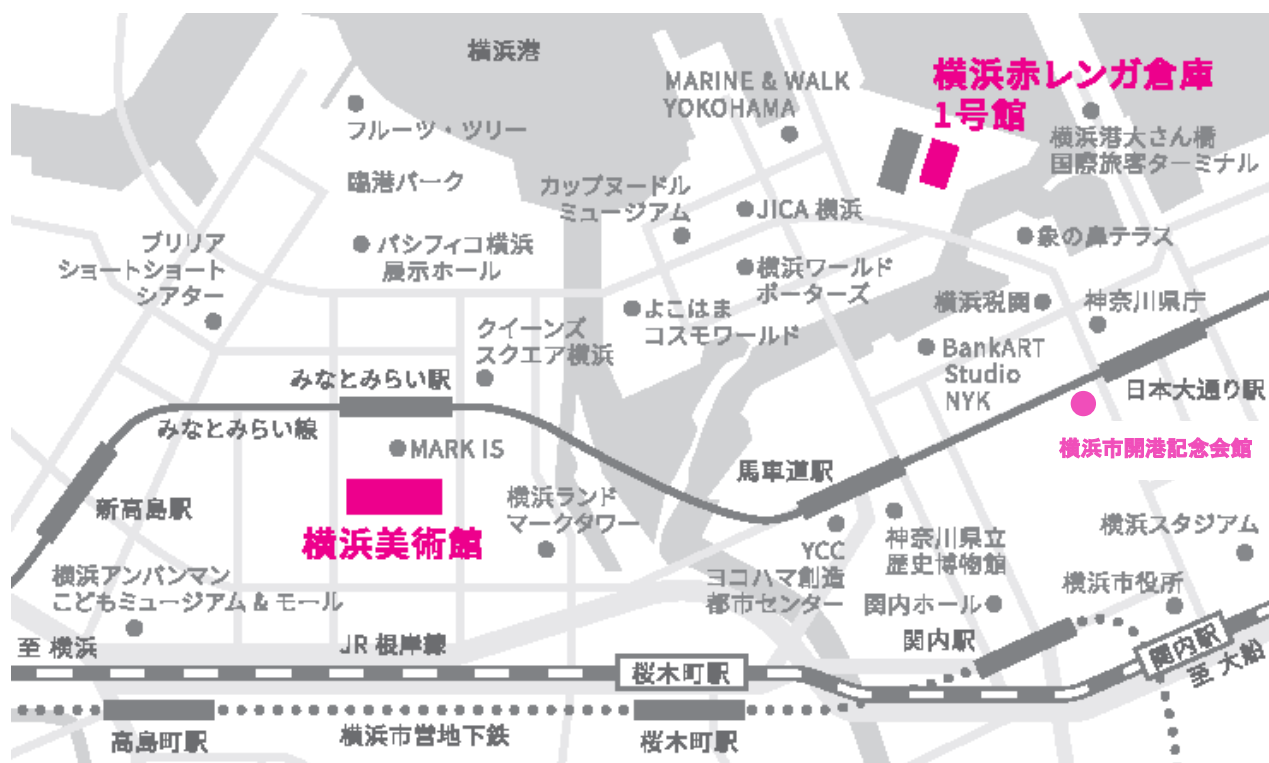
開港記念会館（横浜市中区本町1-6）

みなとみらい線「日本大通り駅」

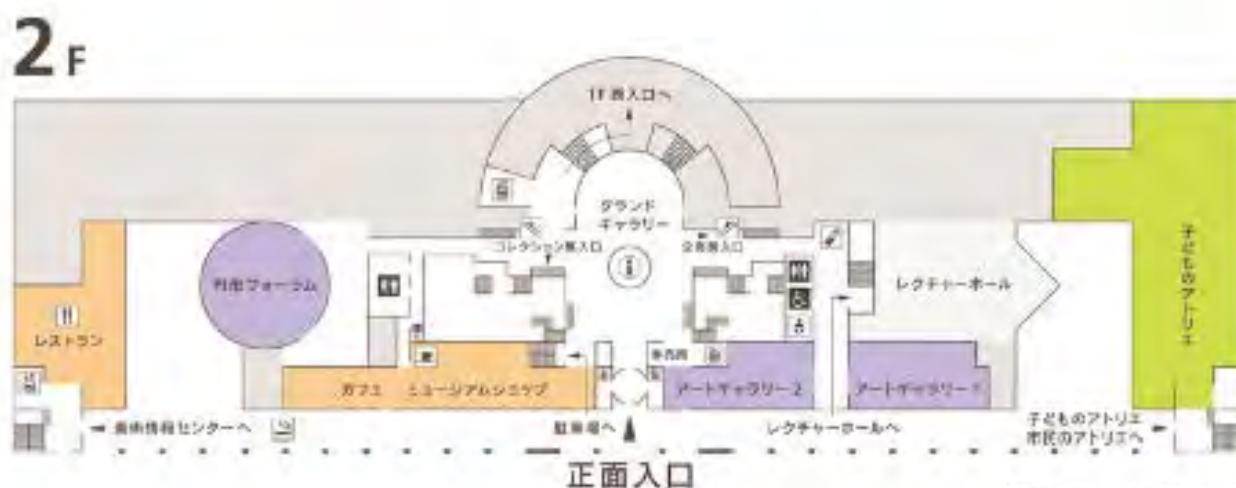
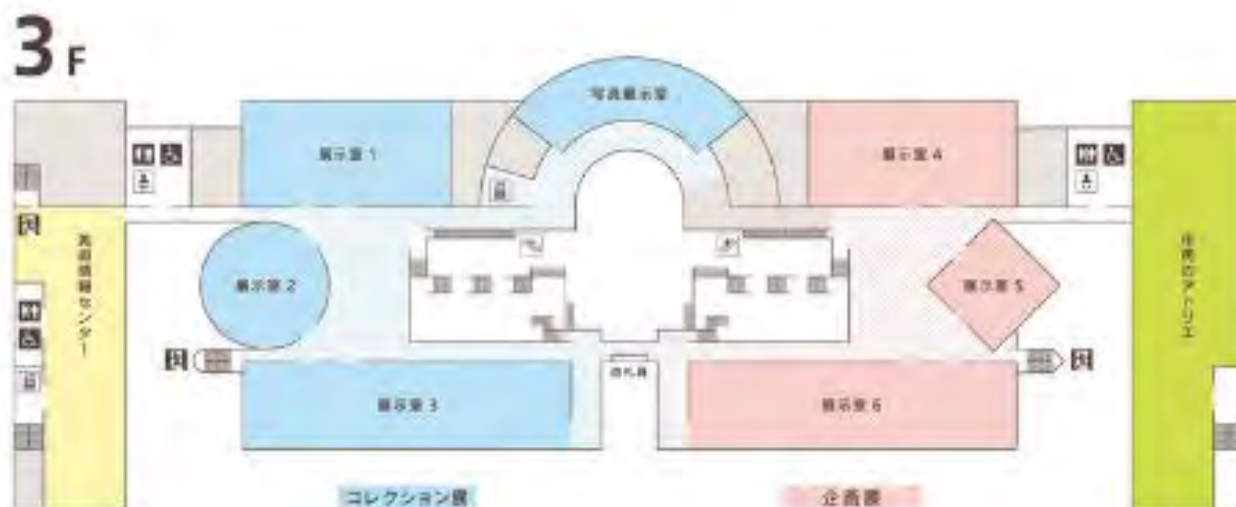
徒歩1分

JR線及び横浜市営地下鉄線「関内駅」

徒歩 10 分



2 横浜美術館会場配置図(参考)

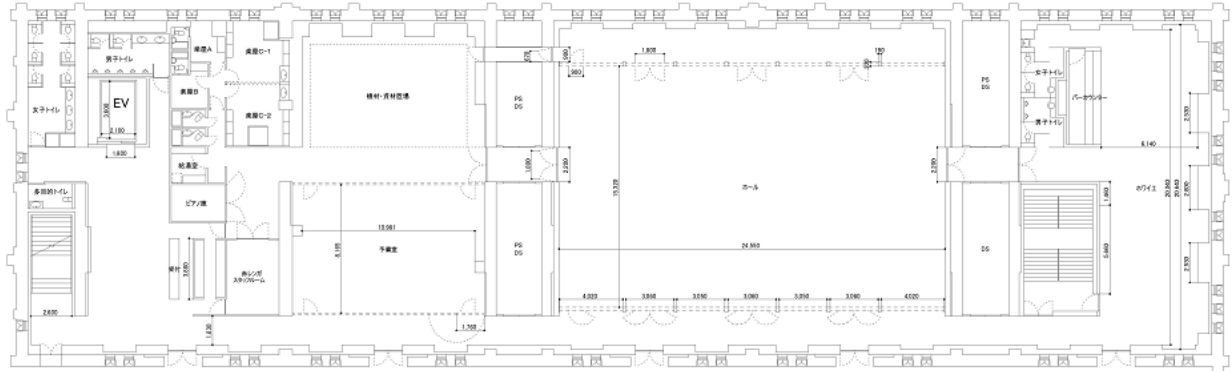


- | | |
|---------|---------|
| 総合案内 | エスカレーター |
| 化粧室 | カフェ |
| 身障者用化粧室 | レストラン |
| おむつ交換台 | コインロッカー |
| 授乳室 | 電話 |
| エレベーター | 非常口 |
| 立入不可 | 喫煙所 |

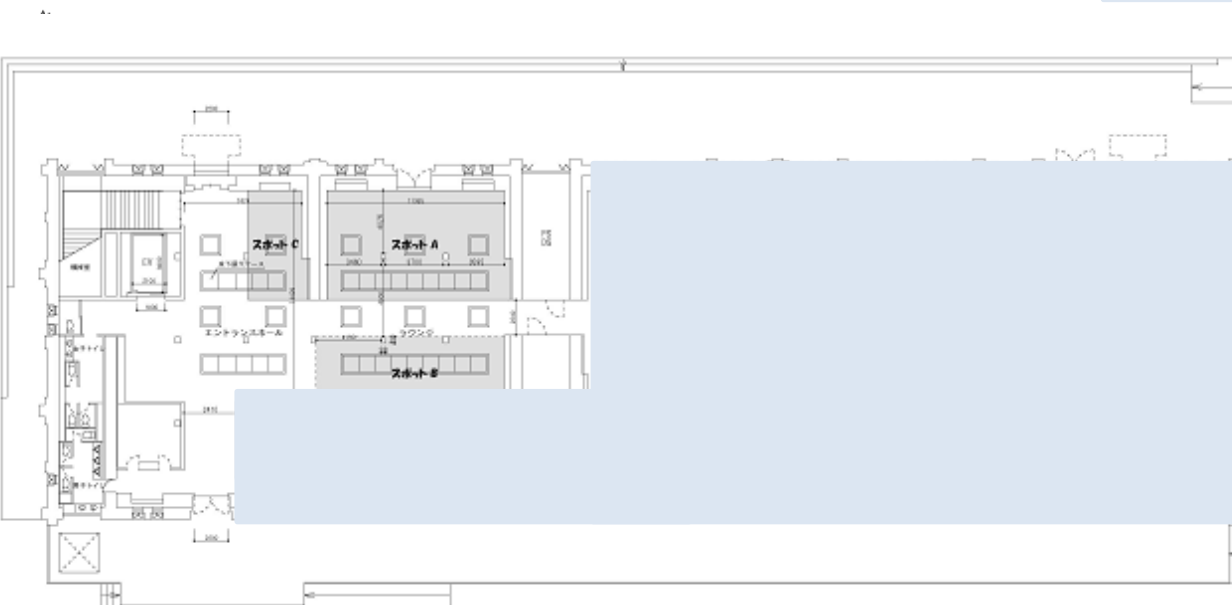
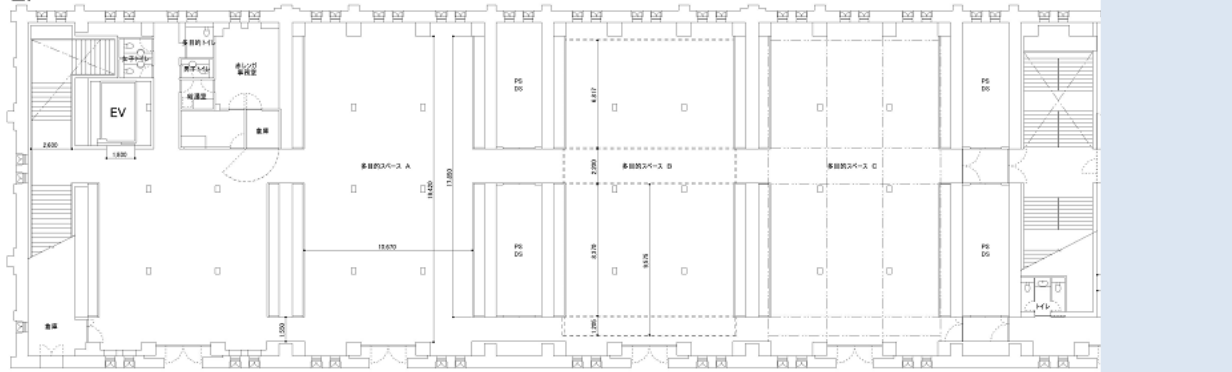
※既存の横浜美術館の案内図となります。ヨコハマトリエンナーレ 2017 専用のチケットブース・チケットチェック(もぎり)ポイント場所等は、主催者が設置する予定です。

3 赤レンガ倉庫1号館会場配置図(参考)

3F

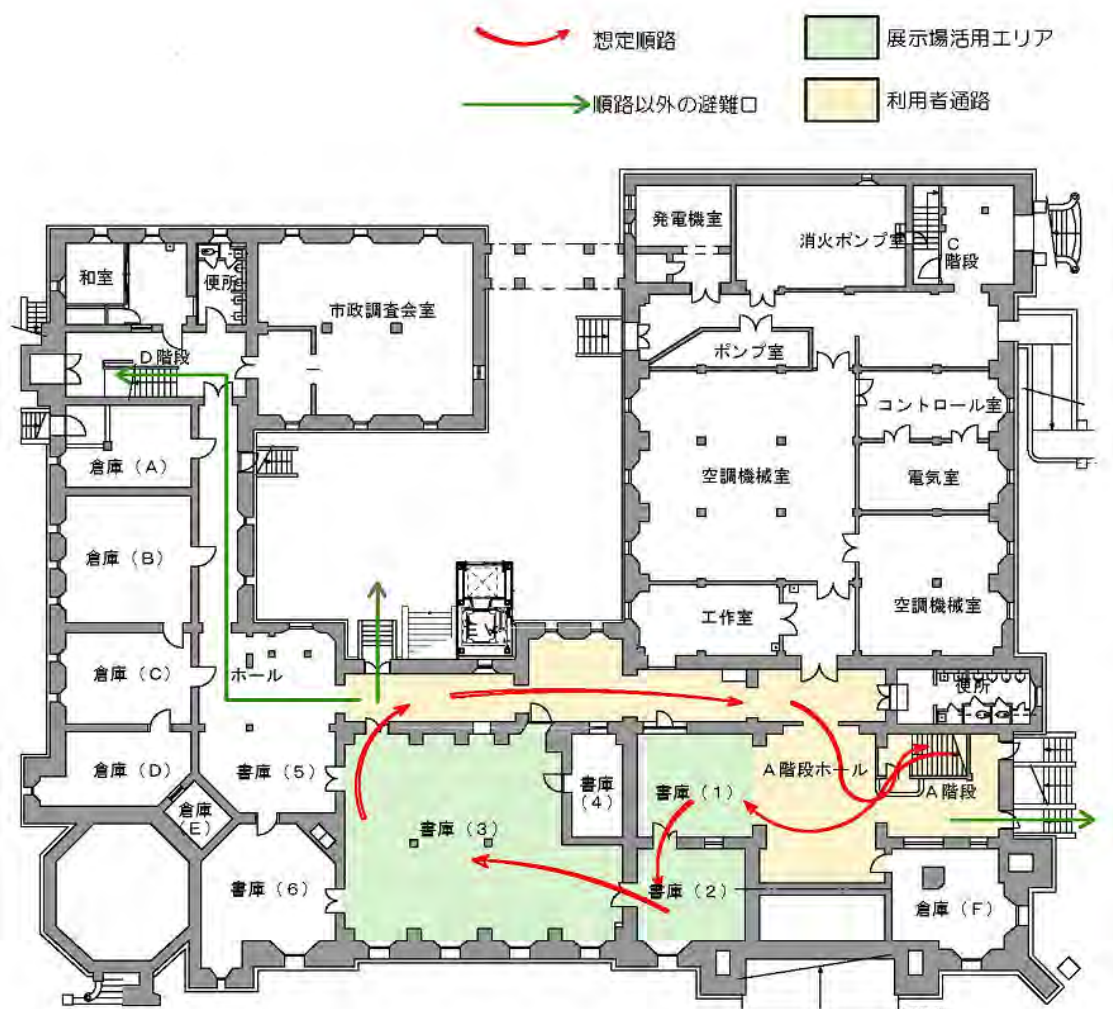


2F



※既存の横浜赤レンガ倉庫1号館の案内図となります。ヨコハマトリエンナーレ 2017 専用のチケットブース・チケットチェック(もぎり)ポイント場所等は、主催者が設置する予定です。

4 開港記念会館(地下部分)図面



※想定順路、展示場活用エリア等は 2016 年 11 月時点の仮の計画であり、今後変更の可能性があります。

「ヨコハマトリエンナーレ 2017」

開催概要決定！

ー 構想会議メンバーによる検討がスタートしますー

横浜市で3年に1度行われる現代アートの国際展「横浜トリエンナーレ」の第6回展を2017年8月4日から11月5日まで横浜美術館、横浜赤レンガ倉庫1号館を主会場として開催します。

第6回展となる「ヨコハマトリエンナーレ2017」では、過去の開催実績を踏まえつつ、次なるステージへと進むべく、国際展の今後のかたちやさらなる可能性を探求し、視覚体験に限定されない「対話・議論」と「共有・共生」の場づくりを目指します。

そのため、ジャンルや世代を超えた9名の専門家から構成される構想会議にて、これからの時代に必要な価値を議論し、展覧会のコンセプトを検討します。

なお、「ヨコハマトリエンナーレ2017」の構想は今秋発表する予定です。

【メンバー】

スハーニャ・ラフェル
(Suhanya RAFFEL)

ニューサウスウェールズ州立美術館副館長
兼コレクション担当ディレクター

スプツニ子！
(Sputniko!)

現代美術家
マサチューセッツ工科大学メディアラボ助教

高階 秀爾
(TAKASHINA Shuji)

美術史家、大原美術館館長、東京大学名誉教授

リクリット・ティラヴァーニャ
(Rirkrit TIRAVANIJA)

現代美術家、コロンビア大学美術学部教授

鷺田 清一
(WASHIDA Kiyokazu)

哲学者、京都市立芸術大学学長、せんだいメディアテーク館長

養老 孟司
(YORO Takeshi)

解剖学者、東京大学名誉教授

(アルファベット順)

以下、ヨコハマトリエンナーレ2017 ディレクターズ

逢坂 恵理子
(OSAKA Eriko)

横浜美術館館長

三木 あき子
(MIKI Akiko)

キュレーター、ベネッセアートサイト直島インターナショナル
アーティスティックディレクター

柏木 智雄
(KASHIWAGI Tomoh)

横浜美術館副館長、主席学芸員



ヨコハマトリエンナーレ 2017 開催概要

名 称：ヨコハマトリエンナーレ 2017
会 期：平成 29 年 8 月 4 日（金）から 11 月 5 日（日）まで ※第 2・4 木曜日休場
開場日数：88 日間
主会場：横浜美術館（横浜市西区みなとみらい 3-4-1）
横浜赤レンガ倉庫 1 号館（横浜市中区新港 1-1-1）
主 催：横浜市、（公財）横浜市芸術文化振興財団、NHK、朝日新聞社、横浜トリエンナーレ組織委員会
ディレクターズ：逢坂恵理子、三木あき子、柏木智雄

横浜美術館

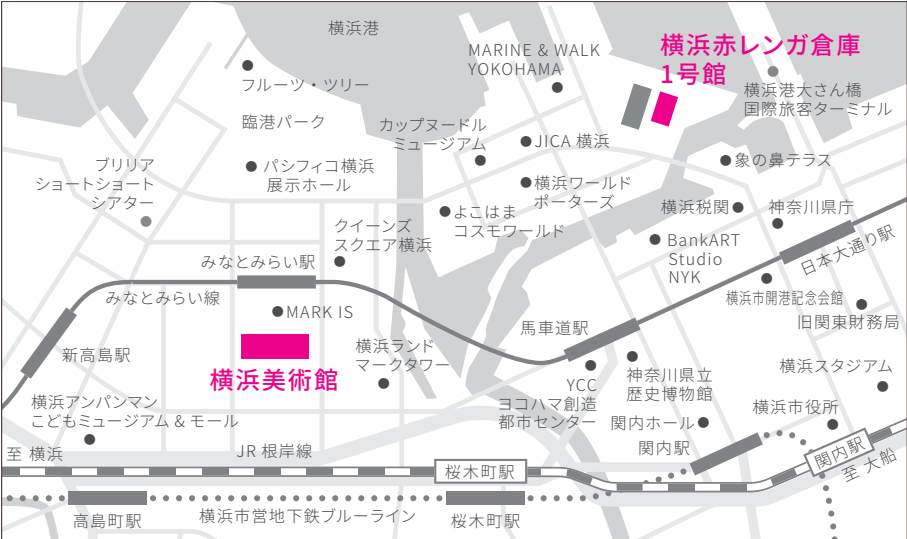


設計：丹下健三
丹下健三・都市・建築設計研究所
竣工：1989 年
構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造
延床面積：26,829 ㎡
撮影：笠木靖之

横浜赤レンガ倉庫 1 号館



設計：妻木頼黄
竣工：1913 年
構造：煉瓦組積造
延床面積：5,575 ㎡



交通アクセス

横浜美術館 / 横浜市西区みなとみらい 3-4-1
みなとみらい線（東急東横線直通）「みなとみらい」
〈3 番出口〉から、マークイズみなとみらい〈グランドガ
レリア〉経由徒歩 3 分、または〈マークイズ連絡口〉（10
時～）から徒歩 5 分。JR・横浜市営地下鉄「桜木町駅」
から〈動く歩道〉を利用、徒歩 10 分。

横浜赤レンガ倉庫 1 号館 / 横浜市中区新港 1-1-1
みなとみらい線（東急東横線直通）「馬車道駅」または
「日本大通り駅」より徒歩約 6 分、「みなとみらい駅」よ
り徒歩約 12 分。JR・横浜市営地下鉄「桜木町駅」より
汽車道経由で徒歩約 15 分、「関内駅」より徒歩約 15 分。

横浜トリエンナーレ組織委員会 (2016.4.1 現在)

名誉顧問	宮田 亮平 (文化庁長官)	委員	市村 友一 (朝日新聞社企画事業本部長)
名誉会長	林 文子 (横浜市長)【代表】		逢坂恵理子 (横浜美術館館長)
	舩井 勝人 (NHK 会長)		大美 慶昌 (NHK 事業部長)
	渡辺 雅隆 (朝日新聞社社長)		澤 和樹 (東京藝術大学学長)
			澄川 喜一 ([公財]横浜市芸術文化振興財団理事長)【委員長】
			高階 秀爾 (大原美術館館長)
			建昌 哲 (多摩美術大学学長)
			柄 博子 ([独法]国際交流基金理事)
			中山こずゑ (横浜市文化観光局長)
		オブザーバー	加藤 敬 (文化庁文化庁芸術文化課長)

※会長、委員は 50 音順



横浜トリエンナーレ
YOKOHAMA TRIENNALE

本資料についてのお問合せ | 横浜トリエンナーレ組織委員会事務局
〒220-0012 横浜市西区みなとみらい 3-4-1 横浜美術館内
TEL 045-663-7232 FAX 045-681-7606
E-MAIL press@yokohamatriennale.jp

✧ 構想会議メンバー プロフィール

スハーニャ・ラフェル
(Suhanya RAFFEL)

ニューサウスウェールズ州立
美術館副館長兼コレクション
担当ディレクター

スリランカ生まれ。シドニー
在住。オーストラリアのクイ
ンズランド州立美術館 / ギャ
ラリー・オブ・モダン・アートで
アジア太平洋地域の現代美術
コレクションの形成に携わり、

2002 年より同館主催のアジア・パシフィック現代美術
トリエンナーレを主導。「Andy Warhol」(2007-08 年)、
「The China Project」(2009 年)、「Go East」(2015 年)
などの企画展も手掛ける。グッゲンハイム美術館の
アジア・アート・カウンシルメンバー (2009-14 年)
等要職を歴任。2013 年より現職。

スプツニ子！
(Sputniko!)

Photo by Tomoya Uehara

現代美術家、マサチューセツ
ツ工科大学メディアラボ助教

1985 年東京生まれ。ボストン
/ 東京在住。インペリアル・
カレッジ数学科および情報
工学科を卒業後、英国王立芸術
学院 (RCA) デザイン・イン
タラクションズ専攻修士課程

を修了。在学中よりテクノロジーに
よって変化していく人間の在り方や社会を反映させた
映像インスタレーション作品を制作。主なグループ展
に「Talk to Me」(2011 年、ニューヨーク近代美術館)、
「東京アートミーティングうさぎスマッシュ」(2013 年、
東京都現代美術館) など。FORBES JAPAN「未来を創る
日本の女性 10 人」に選出 (2014 年)。2013 年より現職。

高階 秀爾
(TAKASHINA Shuji)

美術史家、大原美術館館長、
東京大学名誉教授

1932 年東京生まれ。東京大学
教養学部卒業。フランス政府
招 聘 留 学 生 と し て 渡 仏
(1954-59 年)。東京大学教授、
国立西洋美術館館長等を経て、
2002 年より大原美術館館長。

2015 年より日本芸術院会員。専門はルネサンス以降の
西洋美術史。日本近代美術についても造詣が深い。
『日本近代美術史論』(ちくま学芸文庫)、『ルネサンス
の光と闇：芸術と精神風土』(中公文庫、芸術選奨文部
大臣賞) などの著書多数。2012 年文化勲章受章。

リクリット・ティラヴァーニャ
(Rirkrit TIRAVANIJA)

Photo by Anette Aurell

現代美術家、コロンビア大学
美術学部教授

1961 年アルゼンチン生まれ。
現在、ニューヨーク、ベルリン
およびタイのチェンマイを拠
点に活動するタイ人作家。

同世代の作家のなかでも最も
影響力のある作家のひとり。
オブジェ制作、公的・私的パ
フォーマンス、教育ほか多様な行為
を組み合わせ、メディアの形態にとらわれない作品づく
りを行っている。コロンビア大学美術学部で教鞭を執
るほか、作家、美術史家、キュレーターで構成されるコ
レクティヴ・プロジェクト「ユートピアステーション」
の創設メンバー兼キュレーター。チェンマイを拠点と
する教育系・環境系のプロジェクト「ザ・ランド・ファ
ウンデーション」の理事も務める。

鷺田 清一
(WASHIDA Kiyokazu)

哲学者、京都市立芸術大学
学長、せんだいメディアテーク
館長

1949 年京都市生まれ。京都
大学文学部卒業、同大学院
修了。大阪大学総長を経て、
現職。哲学の視点から、身体、
他者、言葉、教育、アート、
ケアなどを論じるとともに、

さまざまな社会・文化批評をおこなう。主な著書に『モード
の迷宮』(ちくま学芸文庫、サントリー学芸賞)、『「聴く」
ことの力』(ちくま学芸文庫、桑原武夫学芸賞) がある。
現在「折々のことば」(朝日新聞) 連載中。2004 年
紫綬褒章受章。

養老 孟司
(YORO Takeshi)

解剖学者、東京大学名誉教授

1937 年鎌倉市生まれ。東京
大学医学部卒業後、解剖学
教室に入り、その後同大学
医学部教授。1995 年退官。
人間社会の様々な事象を脳
の機能や仕組みと結びつけて

評論。『解剖学教室へようこそ』(筑摩書房)、『からだ
の見方』(筑摩書房、サントリー学芸賞)、『唯脳論』
(ちくま学芸文庫) など著書多数。『パカの壁』(新潮社、
毎日出版文化賞特別賞) は、2003 年ベストセラー
第 1 位、同年流行語大賞受賞。ムシテックワールド
館長、京都国際マンガミュージアム館長も務める。

(以上、アルファベット順)

ーヨコハマトリエンナーレ 2017 ディレクターズ

逢坂 恵理子
(OSAKA Eriko)

横浜美術館館長

国際交流基金、ICA 名古屋を
経て、水戸芸術館現代美術
センター主任学芸員 (1994-96
年)、同センター芸術監督
(1997-2006 年)、森美術館アー
ティスティック・ディレクター
(2007 年 -09 年 1 月)。第 49 回

ヴェネチア・ビエンナーレ (2001 年) で日本館コミッ
ションナーを務め、「蔡國強展：帰去来」(2015 年) を
企画するなど数々の現代美術展を手掛ける。2009 年
4 月より現職。ヨコハマトリエンナーレ 2011 では
総合ディレクターを、2014 では組織委員会委員長を
務めた。

三木 あき子
(MIKI Akiko)

キュレーター

パレ・ド・トーキョー (パリ)
チーフ / シニア・キュレーター
(2000-14 年)、ヨコハマトリエ
ンナーレ 2011 アーティスティック・
ディレクター等歴任。第 46 回ヴェ
ネチア・ビエンナーレ「トランス
カルチャー」(1995 年)、「台北
ビエンナーレ：欲望場域」(1998 年)、

「荒木経惟：私・生・死」(2005 年)、「チャロー！インドア」
(2008 年)、「杉本博司：今日 世界は死んだ」(2014 年)、
「村上隆の五百羅漢図」(2015 年) 等アジア・欧州にて多くの
企画を手掛ける。『Insular Insight』(Lars Müller, 2011 年
DAM 建築本賞) 等、共著・共編多数。現在、ベネッセアート
サイト直島国際ナショナル・アーティスティック・ディレク
ターも務める。

柏木 智雄
(KASHIWAGI Tomoh)

横浜美術館副館長、主席
学芸員

専門は幕末から現代までの
日本美術。1988 年に横浜
美術館準備室に入り、同館
にて「斎藤義重による斎藤
義重展 時空の木ー Time・
Space, Woodー」(1993 年)、
「紫紅と靱彦展」(1995 年)、

「菅木志雄：スタンス」(1998 年)、「李禹煥 余白の
芸術展」(2005 年) など。共著書に『明るい窓：風景
表現の近代』(大修館書店)、『失楽園 風景表現の近代』
(大修館書店)、『はじまりは国芳一江戸スピリットの
ゆくえ』(大修館書店)、『通天楼日記 横山松三郎と
明治初期の写真・洋画・印刷』(思文閣出版) など。



横浜トリエンナーレ
YOKOHAMA TRIENNALE

本資料についてのお問合せ | 横浜トリエンナーレ組織委員会事務局

〒220-0012 横浜市西区みなとみらい 3-4-1 横浜美術館内

TEL 045-663-7232 FAX 045-681-7606

E-MAIL press@yokohamatriennale.jp

横浜トリエンナーレとは

横浜トリエンナーレは、横浜市内で3年に1度行なわれる現代アートの国際展です。これまで、国際的に活躍するアーティストの作品を展示するほか、新進のアーティストも広く紹介し、世界最新の現代アートの動向を提示してきました。

2001年に第1回展を開催して以来回を重ね、世界の情勢が目まぐるしく変化する時代の中で、世界と日本、社会と個人の関係を見つめ、アートの社会的な存在意義をより多角的な視点で問い直してきました。

横浜トリエンナーレの基本的な考え方

使命	横浜トリエンナーレは、我が国を代表する現代アートの国際展として、創造都市横浜の発展をリードするとともに、多様性を受け入れる心豊かな社会の形成に寄与します。				
目標	アートでひらく	ひらかれた現代アートの祭典として誰もが多様な表現に触れる機会を分野と時代を横断して提供し、世代等を超えた理解を促進します。			
	世界とつながる	ナショナルプロジェクトとして、横浜から新しい価値観と新たな文化を継続的に世界に届け、国際交流と相互理解に貢献します。			
	まちにひろがる	創造都市として築いている、横浜ならではのまちの力と一体的に推進します。			
行動指針	世界水準	次世代の育成	市民参加	祝祭性	賑わいづくりと経済活性化

これまでの開催実績

開催年	2001年 (第1回)	2005年 (第2回)	2008年 (第3回)	2011年 (第4回)	2014年 (第5回)
テーマ／ 展覧会タイトル	メガ・ウェイブ ー新たな総合に向けて	アートサーカス [日常からの跳躍]	TIME CREVASSE タイムクレヴァス	OUR MAGIC HOUR ー世界はどこまで知ることができるか？ー	華氏451の芸術： 世界の中心には忘却の海がある
ディレクター／ キュレーター	[アーティスティック・ディレクター] 河本信治 建畠 哲 中村信夫 南條史生	[総合ディレクター] 川俣 正 [キュレーター] 天野太郎 芹沢高志 山野真悟	[総合ディレクター] 水沢 勉 [キュレーター] ダニエル・バーンバウム フー・ファン 三宅暁子 ハンス・ウルリッヒ・オブリスト ベアトリクス・ルフ	[総合ディレクター] 逢坂恵理子 [アーティスティック・ディレクター] 三木あき子	[アーティスティック・ディレクター] 森村泰昌
会期 (開場日数)	9月2日ー11月11日 (67日間)	9月28日ー12月18日 (82日間)	9月13日ー11月30日 (79日間)	8月6日ー11月6日 (83日間)	8月1日ー11月3日 (89日間)
主会場	[2会場] ・パシフィコ横浜展示ホール ・横浜赤レンガ倉庫1号館	[1会場] ・山下ふ頭3・4号上屋	[4会場] ・新港ピア (新港ふ頭展示施設) ・日本郵船海岸通倉庫 (BankART Studio NYK) ・横浜赤レンガ倉庫1号館 ・三溪園	[2会場] ・横浜美術館 ・日本郵船海岸通倉庫 (BankART Studio NYK)	[2会場] ・横浜美術館 ・新港ピア (新港ふ頭展示施設)
参加作家数	109作家	86作家	72作家	77組(79作家)／1コレクション	65組(79作家)
総事業費	約7億円	約9億円	約9億円	約9億円	約9億円
総入場者数 (有料入場者)※	約35万人(約35万人)	約19万人(約16万人)	約55万人(約31万人)	約33万人(約30万人)	約21万人(約21万人)
チケット 販売枚数	約17万枚	約12万枚	約9万枚	約17万枚	約10万枚
ボランティア/ サポーター登録者数	719人	1,222人	1,510人	940人	1,631人
主催者	国際交流基金 横浜市 NHK 朝日新聞社 横浜トリエンナーレ組織委員会	国際交流基金 横浜市 NHK 朝日新聞社 横浜トリエンナーレ組織委員会	国際交流基金 横浜市 NHK 朝日新聞社 横浜トリエンナーレ組織委員会	横浜市 NHK 朝日新聞社 横浜トリエンナーレ組織委員会 共催:(公財)横浜市芸術文化振興財団	横浜市 (公財)横浜市芸術文化振興財団 NHK 朝日新聞社 横浜トリエンナーレ組織委員会

※入場者数は延べ人数

ヨコハマトリエンナーレ 2017 タイトル、コンセプトの発表

横浜で3年に一度行われる現代アートの国際展、ヨコハマトリエンナーレ 2017（会期：2017年8月4日～11月5日）は、ジャンルや世代を超えたメンバーからなる「構想会議」での議論を経て、タイトルをヨコハマトリエンナーレ 2017「島と星座とガラパゴス」（英題：Yokohama Triennale 2017 “Islands, Constellations and Galapagos”）に決定しました。

「島」「星座」「ガラパゴス」は、孤立や接続性、想像力や指標（道しるべ）、独自性や多様性など、色々な捉え方のできるキーワードでもあります。このタイトルを手掛かりとして、先行きの見えない複雑な時代に、人間の想像力・創造力をもって、未来への知恵を多くの人々と共に考えていきます。

また、視覚体験に限定されない「対話・議論」、「思考」、「共有・共生」の場づくりを目指し、会期に先立つ2017年1月より定期的に連続会議「ヨコハマラウンド」を開催し、タイトルに関する諸問題や可能性について議論していきます。

ヨコハマトリエンナーレ 2017 「島と星座とガラパゴス」 Yokohama Triennale 2017 “Islands, Constellations and Galapagos”

会 期：2017年8月4日（金）～11月5日（日） ※第2・4木曜日休場 開場日数 88日間

主 会 場：横浜美術館（横浜市西区みなとみらい3-4-1） / 横浜赤レンガ倉庫1号館（横浜市中区新港1-1-1）

主 催：横浜市、（公財）横浜市芸術文化振興財団、NHK、朝日新聞社、横浜トリエンナーレ組織委員会

構想会議メンバー：スハーニャ・ラフェル、スブツニ子！、高階秀爾、リクリット・ティラヴァーニャ、鷺田清一、養老孟司
逢坂恵理子、三木あき子、柏木智雄（ヨコハマトリエンナーレ 2017 ディレクターズ）
（以上、アルファベット順）

本資料についてのお問合せ | 横浜トリエンナーレ組織委員会事務局（担当：帆足、高橋）

〒220-0012 横浜市西区みなとみらい3-4-1 横浜美術館内

TEL 045-663-7232 FAX 045-681-7606

E-MAIL press@yokohamatriennale.jp

URL <http://www.yokohamatriennale.jp>



コンセプト

今、世界は、従来の枠組みを超えてネットワークがこれまでになく拡大する一方で、紛争や難民、移民の問題、英国の EU 離脱等で大きく揺れています。また、人間の処理能力を大幅に超えて情報量が氾濫し高度に複雑化した環境の中で、SNS 等の急激な発達による島宇宙化が進み、さらには大国や中央集権の論理に抗うかのような様々な小規模共同体の動きが活発化しています。

こうした状況を背景に、ヨコハマトリエンナーレ 2017 は、「島と星座とガラパゴス」というタイトルのもと、改めて世界の「接続性」と「孤立」の状況について様々な角度から考えます。そして、多島海のような地域、文化圏のあり方や保守化する世界、閉鎖された環境における独自の進化と多様性、さらには、そうした相反する概念や側面が複雑かつ流動的に絡み合う世界の在り様に対して、人間の想像力・創造力がどのような可能性を拓き得るのか等について思索を巡らせます。

ヨコハマトリエンナーレ 2017 は、時代の転換期といわれる現在、星を指標に大海原を航海した古の船乗りたちの勇気と、星と星の間に線を引くことで神話的な形象を描き物語を紡いだ人間の想像力・創造力をもって、デジタル的な視点（0 と 1 で構成される世界観）では把握できない世界の複雑さや奥深さ、繋がりを多角的に捉え直し、何を未来の知恵としていくべきなのか、多くの人々とともに考える場となることを目指します。

開港の地、横浜

2017 年は、日本における封建制の崩壊と近代化の起点となった大政奉還から 150 年という年にあたります。横浜は、こうした旧体制の崩壊と日本の近代化を誘引した「開港」の地であり、接続性と孤立というテーマは、その歴史的背景と密接に繋がっています。ヨコハマトリエンナーレ 2017 の企画にあたっては、開港（開国）における様々な物や知識の出会いをイメージして、また、本トリエンナーレが単に現代美術の展覧会にとどまることなく、「対話・議論」、「思考」、「共有・共生」の機会になることも念頭に、コンセプト等を検討する「構想会議」と「ヨコハマラウンド」という連続会議を設けることにしました。

構想会議

「構想会議」は、国内外より 6 名の世代の異なる美術、解剖学、哲学といった各種分野の専門家を迎えて、今夏に始動しました。ディレクターズとともに、既存の思想的な枠組みや専門領域の壁を超えた分野横断的な議論を行い、企画コンセプトや内容決定への反映を進めています。

ヨコハマラウンド

「ヨコハマラウンド」では、展覧会に先立つ 2017 年 1 月から展覧会期終了までの間、より幅広い分野の専門家等を迎えて、＜島＞、＜星座＞、＜ガラパゴス＞から想起される諸問題や可能性について、シリーズで会議を実施します。また、地域の大学等の教育機関との連携も図る予定です。

2016 年 10 月 11 日

ヨコハマトリエンナーレ 2017 ディレクターズ
三木あき子、逢坂恵理子、柏木智雄

構想会議メンバー プロフィール



スハーニャ・ラフェル
(Suhanya RAFFEL)

M+美術館 エグゼクティブ・ディレクター

スリランカ生まれ。香港在住。2016年11月よりM+美術館に着任予定。オーストラリア

のクイーンズランド州立美術館 / ギャラリー・オブ・モダン・アートでアジア太平洋地域の現代美術コレクションの形成に携わり、2002年より同館主催のアジア・パシフィック現代美術トリエンナーレを主導。その後、ニューサウスウェールズ州立美術館副館長兼コレクション担当ディレクターを務め(2013-16年)、グッゲンハイム美術館のアジアン・アート・カウンシルメンバー(2009-14年)等要職を歴任。



Photo by Tomoya Uehara

スプツニ子!
(Sputniko!)

現代美術家、マサチューセッツ工科大学メディアラボ助教

1985年東京生まれ。ボストン/東京在住。インペリアル・カレッジ数学科および情報工学科を卒業後、英国王立芸術学院(RCA) デザイン・インタラクションズ専攻修士課程を修了。在学中よりテクノロジーによって変化していく人間の在り方や社会を反映させた映像インスタレーション作品を制作。主なグループ展に「Talk to Me」(2011年、ニューヨーク近代美術館)、「東京アートミーティング うさぎスマッシュ」(2013年、東京都現代美術館)など。FORBES JAPAN「未来を創る日本の女性 10人」に選出(2014年)。2013年より現職。



高階 秀爾
(TAKASHINA Shuji)

**美術史家、大原美術館館長
東京大学名誉教授**

1932年東京生まれ。東京大学教養学部卒業。フランス政府招聘留学生として渡仏(1954-59年)。東京大学教授、国立西洋美術館館長等を経て、2002年より大原美術館館長。2015年より日本芸術院会員。専門はルネサンス以降の西洋美術史。日本近代美術についても造詣が深い。『日本近代美術史論』(ちくま学芸文庫)、『ルネッサンスの光と闇: 芸術と精神風土』(中公文庫、芸術選奨文部大臣賞)、『日本人にとって美しさとは何か』(筑摩書房)などの著書多数。2012年文化勲章受章。



Photo by Anette Aurell

リクリット・ティラヴァーニャ
(Rirkrit TIRAVANIJIA)

現代美術家、コロンビア大学芸術学部教授

1961年アルゼンチン生まれ。現在、ニューヨーク、ベルリンおよびタイのチェンマイを拠点に活動するタイ人作家。同世代の作家のなかでも最も影響力のある作家のひとり。オブジェ制作、公的・私的パフォーマンス、教育ほか多様な行為を組み合わせ、メディアの形態にとらわれない作品づくりをしている。コロンビア大学芸術学部で教鞭を執るほか、作家、美術史家、キュレーターで構成されるコレクティブ・プロジェクト「ユートピアステーション」の創設メンバー兼キュレーター。チェンマイを拠点とする教育系・環境系のプロジェクト「ザ・ランド・ファウンデーション」の理事も務める。



鷺田 清一
(WASHIDA Kiyokazu)

**哲学者、京都市立芸術大学学長
せんだいメディアテーク館長**

1949年京都市生まれ。京都大学文学部卒業、同大学院修了。大阪大学総長を経て、現職。哲学の視点から、身体、他者、言葉、教育、アート、ケアなどを論じるとともに、さまざまな社会・文化批評をおこなう。主な著書に『モードの迷宮』(ちくま学芸文庫、サントリー学芸賞)、『「ぐずぐず」の理由』(角川選書、読売文学賞)、『「聴く」ことの力』(ちくま学芸文庫、桑原武夫学芸賞)、『哲学の使い方』(岩波新書)がある。現在「折々のことば」(朝日新聞)連載中。2004年紫綬褒章受章。



養老 孟司
(YORO Takeshi)

解剖学者、東京大学名誉教授

1937年鎌倉市生まれ。東京大学医学部卒業後、解剖学教室に入り、その後同大学医学部教授。1995年退官。人間社会の様々な事象を脳の機能や仕組みと結びつけて評論。『解剖学教室へようこそ』(筑摩書房)、『からだの見方』(筑摩書房、サントリー学芸賞)、『唯脳論』(ちくま学芸文庫)など著書多数。『パカの壁』(新潮社、毎日出版文化賞特別賞)は、2003年ベストセラー第1位、同年流行語大賞受賞。ムシテックワールド館長、京都国際マンガミュージアム館長も務める。

(以上、アルファベット順)

ヨコハマトリエンナーレ 2017 ディレクターズ



逢坂 恵理子
(OSAKA Eriko)

横浜美術館館長

国際交流基金、ICA名古屋を経て、水戸芸術館現代美術センター主任学芸員(1994-96年)、同センター芸術監督(1997-2006年)、森美術館アーティスティック・ディレクター(2007-09年1月)。第49回ヴェネチア・ビエンナーレ(2001年)で日本館コミッショナーを務め、「蔡國強展: 帰去来」(2015年)を企画するなど数々の現代美術展を手掛ける。2009年4月より現職。ヨコハマトリエンナーレ2011では総合ディレクターを、2014では組織委員会委員長を務めた。



三木 あき子
(MIKI Akiko)

**キュレーター、
ベネッセアートサイト直島
インターナショナルアーティ
スティックディレクター**

パレ・ド・トーキョー(パリ)チーフ / シニア・キュレーター(2000-14年)、ヨコハマトリエンナーレ2011アーティスティック・ディレクター等歴任。第46回ヴェネチア・ビエンナーレ「トランスカルチャー」(1995年)、「台北ビエンナーレ: 欲望場域」(1998年)、「荒木経惟: 私・生・死」(2005年)、「チャロー! インディア」(2008年)、「杉本博司: 今日世界は死んだ」(2014年)、「村上隆の五百羅漢図」(2015年)等アジア・欧州にて多くの企画を手掛ける。『Insular Insight』(Lars Müller, 2011年DAM建築本賞)等、共著・共編多数。



柏木 智雄
(KASHIWAGI Tomoh)

**横浜美術館副館長
主席学芸員**

専門は幕末から現代までの日本美術。1988年に横浜美術館準備室に入り、同館にて「斎藤義重による斎藤義重展 時空の木」Time・Space, Woodー(1993年)、「紫紅と靱彦展」(1995年)、「菅木志雄: スタンス」(1998年)、「李禹煥 余白の芸術展」(2005年)など。共著書に『明るい窓: 風景表現の近代』(大修館書店)、『失楽園 風景表現の近代』(大修館書店)、『はじまりは国芳ー江戸スピリットのゆくえ』(大修館書店)、『通天楼日記 横山松三郎と明治初期の写真・洋画・印刷』(思文閣出版)など。

イメージビジュアル

※ポスター・チラシのデザインはこれをもとに今後展開していきます。



展覧会タイトルの「ガラパゴス」を象徴する存在としてガラパゴスゾウガメをイメージとして取り込み、日本の伝統文様である「亀甲紋」を組み合わせました。また、古代インドの宇宙観を表す「世界亀」から構想を得て、亀の上に横浜の街並みを描きました。

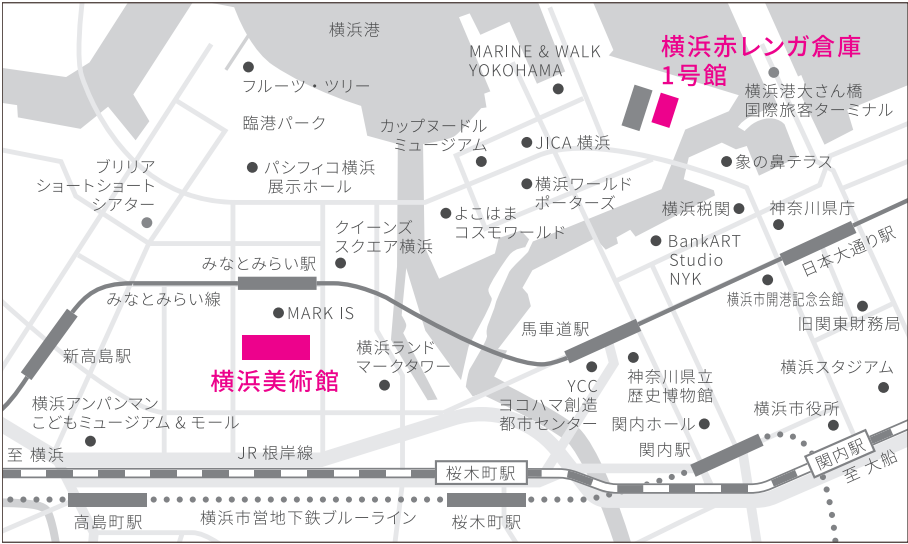
クリエイティブ・ラボ PARTY

本イメージビジュアルは PARTY によるものです。PARTY は、インターネットの進化による社会の「ネットワーク化」と「グローバル化」に対応した、ビジュアル、コミュニケーション、プロダクト、サービス、イベント、コンテンツ、空間など、デジタルの技術を活用したデザインのほか、プロトタイプの研究開発も手掛けるクリエイティブ・ラボです。東京とニューヨークに拠点を構えています。

川村真司 | クリエイティブ・ラボ PARTY クリエイティブディレクター / 共同創設者。数々のブランドのグローバルキャンペーンを始め、テレビ番組開発、ミュージックビデオの演出など活動は多岐に渡る。アメリカの雑誌 Creativity の「世界のクリエイター 50 人」や Fast Company 「ビジネス界で最もクリエイティブな 100 人」、AERA 「日本を突破する 100 人」に選出。

室市栄二 | ビジュアルデザイナー / デザインテクノロジスト。3DCG、モーショングラフィックスそしてクリエイティブコーディングのスキルを駆使したハイブリッドなビジュアル表現を追求している。様々なグローバルブランドのプロジェクトに参加し数多くの国際的なアワードを受賞。日本、サンフランシスコ (AKQA アートディレクター) を経て、2014 年にクリエイティブ・ラボ PARTY New York にデザイン・ディレクターとして参加。

主会場案内



横浜美術館

横浜西区みなとみらい 3-4-1



撮影：笠木靖之

設計：丹下健三／丹下健三・都市・建築設計研究所
竣工：1989 年
構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造
延床面積：26,829 m²

交通アクセス

みなとみらい線（東急東横線直通）「みなとみらい駅」〈3 番出口〉から、マークイズみなとみらい〈グランドガレリア〉経由徒歩 3 分、または〈マークイズ連絡口〉（10 時～）から徒歩 5 分。JR・横浜市営地下鉄「桜木町駅」から〈動く歩道〉を利用、徒歩 10 分。

横浜赤レンガ倉庫 1 号館

横浜市中区新港 1-1-1



設計：妻木頼黄
竣工：1913 年
構造：煉瓦組積造
延床面積：5,575 m²

交通アクセス

みなとみらい線（東急東横線直通）「馬車道駅」または「日本大通り駅」より徒歩約 6 分、「みなとみらい駅」より徒歩約 12 分。JR・横浜市営地下鉄「桜木町駅」より汽車道経由で徒歩約 15 分、「関内駅」より徒歩約 15 分。

横浜トリエンナーレ組織委員会（2016.9.1 現在）

名誉顧問 宮田 亮平（文化庁長官）
名誉会長 林 文子（横浜市長）【代表】
萩井 勝人（NHK 会長）
渡辺 雅隆（朝日新聞社社長）

委員 市村 友一（朝日新聞社企画事業本部長）
逢坂恵理子（横浜美術館館長）
佐々木建史（NHK 事業センター専任部長）
澤 和樹（東京藝術大学学長）
澄川 喜一（〔公財〕横浜市芸術文化振興財団理事長）【委員長】
高階 秀爾（大原美術館館長）
建畠 哲（多摩美術大学学長）
柄 博子（〔独法〕国際交流基金理事）
中山こずゑ（横浜市文化観光局長）
オブザーバー 木村 直樹（文化庁文化庁芸術文化課長）

※会長、委員は 50 音順

横浜トリエンナーレとは

横浜トリエンナーレは、横浜市で 3 年に 1 度行われる現代アートの国際展です。これまで、国際的に活躍するアーティストの作品を展示するほか、新進のアーティストも広く紹介し、世界最新の現代アートの動向を提示してきました。

2001 年に第 1 回展を開催して以来回を重ね、世界の情勢が目まぐるしく変化する時代の中で、世界と日本、社会と個人の関係を見つめ、アートの社会的な存在意義をより多角的な視点で問い直してきました。

横浜トリエンナーレの基本的な考え方

使命	横浜トリエンナーレは、我が国を代表する現代アートの国際展として、創造都市横浜の発展をリードするとともに、多様性を受け入れる心豊かな社会の形成に寄与します。				
目標	アートでひらく	ひらかれた現代アートの祭典として誰もが多様な表現に触れる機会を分野と時代を横断して提供し、世代等を超えた理解を促進します。			
	世界とつながる	ナショナルプロジェクトとして、横浜から新しい価値観と新たな文化を継続的に世界に届け、国際交流と相互理解に貢献します。			
	まちにひろがる	創造都市として築いている、横浜ならではのまちの力と一体的に推進します。			
行動指針	世界水準	次世代の育成	市民参加	祝祭性	賑わいづくりと経済活性化

これまでの開催実績

開催年	2001年 (第 1 回)	2005年 (第 2 回)	2008年 (第3 回)	2011年 (第 4 回)	2014年 (第 5 回)
テーマ／ 展覧会タイトル	メガ・ウェイブ ー新たな総合に向けて	アートサーカス [日常からの跳躍]	TIME CREVASSE タイムクレヴァス	OUR MAGIC HOUR ー世界はどこまで知ることができるか？ー	華氏451の芸術： 世界の中心には忘却の海がある
ディレクター／ キュレーター	[アーティスティック・ディレクター] 河本信治 建畠 哲 中村信夫 南條史生	[総合ディレクター] 川俣 正 [キュレーター] 天野太郎 芹沢高志 山野真悟	[総合ディレクター] 水沢 勉 [キュレーター] ダニエル・バーンバウム フー・ファン 三宅暁子 ハンス・ウルリッヒ・オプリスト ベアトリクス・ルフ	[総合ディレクター] 逢坂恵理子 [アーティスティック・ディレクター] 三木あき子	[アーティスティック・ディレクター] 森村泰昌
会期 (開場日数)	9月2日ー11月11日 (67日間)	9月28日ー12月18日 (82日間)	9月13日ー11月30日 (79日間)	8月6日ー11月6日 (83日間)	8月1日ー11月3日 (89日間)
主会場	[2会場] ・パシフィコ横浜展示ホール ・横浜赤レンガ倉庫1号館	[1会場] ・山下ふ頭3・4号上屋	[4会場] ・新港ピア (新港ふ頭展示施設) ・日本郵船海岸通倉庫 (BankART Studio NYK) ・横浜赤レンガ倉庫 1 号館 ・三溪園	[2会場] ・横浜美術館 ・日本郵船海岸通倉庫 (BankART Studio NYK)	[2会場] ・横浜美術館 ・新港ピア (新港ふ頭展示施設)
参加作家数	109作家	86作家	72作家	77組(79作家)／1コレクション	65組(79作家)
総事業費	約 7 億円	約 9 億円	約 9 億円	約 9 億円	約 9 億円
総入場者数 (有料入場者) ※	約35万人 (約35万人)	約19万人 (約16万人)	約55万人 (約31万人)	約33万人 (約30万人)	約21万人 (約21万人)
チケット 販売枚数	約17万枚	約12万枚	約9万枚	約17万枚	約10万枚
ボランティア／ サポーター登録者数	719人	1,222人	1,510人	940人	1,631人
主催者	国際交流基金 横浜市 NHK 朝日新聞社 横浜トリエンナーレ組織委員会	国際交流基金 横浜市 NHK 朝日新聞社 横浜トリエンナーレ組織委員会	国際交流基金 横浜市 NHK 朝日新聞社 横浜トリエンナーレ組織委員会	横浜市 NHK 朝日新聞社 横浜トリエンナーレ組織委員会 共催:(公財)横浜市芸術文化振興財団	横浜市 (公財)横浜市芸術文化振興財団 NHK 朝日新聞社 横浜トリエンナーレ組織委員会

※入場者数は延べ人数

委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後7日以内に契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。
- (権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

- 5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著

作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後7日以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適當でないとき認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり、使用に適當でないとき

めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。

この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと(設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む)。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴わないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰することができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったと認められるときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。

2 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。

3 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

4 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(臨機の措置)

第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第24条 契約の履行について生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、委託者

がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

(契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項若しくは第2項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(中間検査)

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることがで

きない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物にかしがあるときは、受託者に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、委託者は、当該修補を求めることができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の目的物の引渡しの日から1年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが受託者の故意又は重大な

過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。

4 委託者は、契約の履行の目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前2項に定める期間内で、かつ、委託者がその滅失又はき損の事実を知った日から6箇月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、契約の履行の目的物のかしが支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第35条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約代金額から履行済部分に相応する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第35条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。

以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「受託者等」という。)が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(委託者の解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(6) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(7) 第38条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、契約代金額(履行済部分があるときは相応する金額を控除した額)の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

第36条の2 委託者は、この契約に関して、受託者が第35条の2第1項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第36条の3 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額(履行済部分があるときは相応する金額を控除した額)の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

- い。
- 第37条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第36条第1項、第36条の2及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (受託者の解除権)
- 第38条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。
- (2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。
- (解除に伴う措置)
- 第39条 委託者は、前5条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。
- (1) 解除が第36条、第36条の2及び第36条の3の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額
- (2) 解除が前2条の規定に基づくとき。 当該余剰額
- 3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 解除が第36条、第36条の2及び第36条の3の規定に基づくとき。 委託者が定める。
- (2) 解除が前2条の規定に基づくとき。 受託者が委託者の意見を聴いて定める。
- 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
- (暴力団等からの不当介入の排除)
- 第40条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力

団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。
- 3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第41条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(補則)

第42条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(平成27年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜トリエンナーレ組織委員会（以下「委託者」という。）がこの契約において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報の保護に関する法令等の趣旨にのっとり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告、資料の提出等)

第9条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第11条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜トリエンナーレ組織委員会委員長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜トリエンナーレ組織委員会委員長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜トリエンナーレ組織委員会委員長

横浜トリエンナーレ組織委員会の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報の取扱い及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項の趣旨にのっとり、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所 属	氏 名 (自署又は記名押印)

平成 年 月 日

(提出先)

横浜トリエンナーレ組織委員会委員長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報の保護に関する法令等の趣旨にのっとり、横浜トリエンナーレ組織委員会の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱い及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書（様式1）（全 枚）のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。